平成３０年１月３０日庁議資料
総　　務　　部

平成３０年２月文京区議会定例議会追加提案事項

１　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第１巻１２５７頁）

⑴　提案理由　特別区人事委員会の勧告に伴い、人事・給与制度を改めるため、提案する。

⑵　主な改正内容

ア　人事・給与制度の見直しに伴う給料表の改定及び等級別基準職務表の改正（別表第１から別表第３まで）

㈠　現１級から現３級までの職務の級を廃止し、新１級（係員）及び新２級（主任）を設置する。

㈡　現４級（係長）及び現５級（総括係長）に対応する職務の級として、新３級（係長）及び新４級（課長補佐）を設置する。

㈢　現６級（課長）及び現７級（統括課長）を統合し、新５級（課長）を設置する。

㈣　現８級（部長）に対応する職務の級として、新６級（部長）を設置する。

イ　扶養手当の支給額等の改定

区分		平成２９年度（現行）	平成３０年度（特例）	平成３１年度（改定後）
配偶者		１３，７００円	１０，０００円	６，０００円
子	特定期間※2にない者	６，０００円	７，５００円	９，０００円
	特定期間にある者	１０，０００円	１１，５００円	１３，０００円
欠配一子※1	特定期間にない者	１３，７００円	１０，０００円※3	９，０００円※3
	特定期間にある者	１３，７００円	１１，５００円	１３，０００円

※１　「欠配一子」とは、職員に配偶者がない場合における扶養親族である子のうち一人をいう。

※２　「特定期間」とは、満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間をいう。

※３　平成３０年３月３１日において、欠配一子を扶養することにより扶養手当の支給を受けていた職員（当該職員が欠配一子以外の子に係る扶養手当を受けている場合を除く。）が、平成３０年４月１日以後も引き続き特定期間にない欠配一子を扶養することにより扶養手当を受ける場合の扶養手当の支給額は、上記の表にかかわらず、次のとおりとする。

・　平成３０年度　１１，５００円

・　平成３１年度から平成３５年度まで　１３，０００円

ウ　その他規定の整備

⑶　施行期日　平成３０年４月１日

２　文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

⑴　提案理由　特別区人事委員会の勧告により人事・給与制度を改正することに伴い、職務の級を改めるため、提案する。

⑵　改正する条例

ア　文京区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（第１巻１５１６頁）（別表第２）

イ　文京区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（第１巻１５１９頁）（第４条第２項）

ウ　文京区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（第１巻１５２１頁）（第３条第２項）

エ　職員の旅費に関する条例（第１巻１７９９頁）（第３２条及び第３３条）

オ　審理、喚問、聴問等に出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例（第１巻１５２５頁）（第３条第２項）

⑶　改正内容

各条例において引用する職務の級について、「８級」を「６級」に、「６級」を「５級」に、「５級」を「４級」に、「４級」を「３級」に改める。

⑷　施行期日　平成３０年４月１日

３　文京区住宅宿泊事業の運営に関する条例（新規制定）

⑴　提案理由　文京区における住宅宿泊事業に関する基本的事項を定めるため、提案する。

⑵　主な内容

ア　目的及び定義

イ　区、区民、住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者並びに宿泊者の責務

ウ　住宅宿泊事業の実施の制限

・　制限区域　住宅宿泊事業法（平成２９年法律第６５号）第１８条の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する区域（以下「制限区域」という。）は、次に掲げるとおりとする。

㈠　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第８条第１項第１号に規定する第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準工業地域

㈡　東京都文教地区建築条例（昭和２５年東京都条例第８８号）に規定する第一種文教地区及び第二種文教地区

・　制限期間　制限区域においては、日曜日の正午から金曜日の正午までは住宅宿泊事業を行うことができない。

エ　近隣住民への周知等

オ　届出住宅の公表

カ　廃棄物の適正処理

キ　苦情の対応記録

ク　土地又は住宅提供者等の責務

⑶　施行期日　平成３０年６月１５日。ただし、エ及びクについては、公布の日

４　幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第３巻６５４０頁）

⑴　提案理由　特別区人事委員会の勧告に伴い、幼稚園教育職員の扶養手当制度を改めるため、提案する。

⑵　改正内容

ア　扶養手当の支給額等の改定

区分		平成２９年度（現行）	平成３０年度（特例）	平成３１年度（改定後）
配偶者		１３，７００円	１０，０００円	６，０００円
子	特定期間※2にない者	６，０００円	７，５００円	９，０００円
	特定期間にある者	１０，０００円	１１，５００円	１３，０００円
欠配一子※1	特定期間にない者	１３，７００円	１０，０００円※3	９，０００円※3
	特定期間にある者	１３，７００円	１１，５００円	１３，０００円

※１　「欠配一子」とは、職員に配偶者がない場合における扶養親族である子のうち一人をいう。

※２　「特定期間」とは、満１５歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間をいう。

※３　平成３０年３月３１日において、欠配一子を扶養することにより扶養手当の支給を受けていた職員（当該職員が欠配一子以外の子に係る扶養手当を受けている場合を除く。）が、平成３０年４月１日以後も引き続き特定期間にない欠配一子を扶養することにより扶養手当を受ける場合の扶養手当の支給額は、上記の表にかかわらず、次のとおりとする。

・　平成３０年度　１１，５００円

・　平成３１年度から平成３５年度まで　１３，０００円

イ　扶養手当の改定等に伴う規定の整備

⑶　施行期日　平成３０年４月１日

５　東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

⑴　提案理由　東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、規約の一部を変更する必要があるので、提案する。

⑵　変更内容

平成３０年度及び平成３１年度における後期高齢者医療の保険料について、保険料の軽減に係る経費を区の一般財源から負担金として支弁することとするため、規約の附則を改める。

・負担する経費

ア　審査支払手数料相当額

イ　財政安定化基金拠出金相当額

ウ　保険料未収金補塡分相当額

エ　保険料所得割額減額分相当額

オ　葬祭費相当額

⑶　変更時期　平成３０年４月１日